

旭川マンション管理組合 連合会ニュース

2025年4月7日(第14号)
特定非営利活動法人(NPO法人)
旭川マンション管理組合連合会
発行者 会長 水島能裕(080-1979-1147)
編集者 事務局長 佐々木 允(32-8810)

1. 5月18日14時30分のセミナー迫る

「区分所有法などの改正に伴うこれからのマンション管理」

篠原みち子先生（マンション管理士試験委員）の演題は「区分所有法などの改正に伴うこれからのマンション管理」です。24年ぶりの大改正の時期に最も適したテーマです。管理規約は改正しなければ、裁判になると負けてしまいます。参加をお勧めします。

篠原みち子先生の経歴など

弁護士 マンション管理等不動産事案、遺産相続・離婚等家事事案を中心に弁護士活動
公益財団法人マンション管理センター理事

【委員会等】

社会资本整備審議会住宅宅地分科会臨時委員

国土交通省主催「マンション管理業の適正化の推進に関する制度検討会」委員

「マンション標準管理規約検討委員会」委員

【著書・共著】

「基本法コンメンタール・マンション法」、「コンメンタール・区分所有法」、「区分所有法入門」、「マンションの法律Q&A」、「マンション管理組合預金の実務」、「マンション紛争の事例と規約改正の実務的意義」、「新・マンション管理の実務と法律」など

2. 旭管連の正会員61組合へ 5増となる

NPO法人旭川マンション管理組合連合会は、昨年4月に発足し2025年3月31日
現在61組合になりました。旭川市の人口は約32万人です。マンション数は220棟。

公益社団法人北海道マンション管理組合法人の旭川支部のときには56組合でしたので、この1年間で5組合が増えました。

発足時の56組合のうち、輪番制で理事長が交替して会えないなどの事情で旭管連への加入の意思を確認できないところが2組合、理事長に会えてもまだ入会の決断ができないところが2組合、事情がよくわからないのでとりあえず旭管連に入会しないと意思表示した組合が2組合、合計6組合が入会していません。

1 1組合が新加入

一方、この1年間で新たに11組合が入会しました。特徴は、相談に訪れる中で入会したところが4組合、会員の紹介で入会したところが4組合、セミナー参加が契機で入会したところが3組合でした。セミナーの案内やニュースは、非会員の組合や個人に約30通送付してきました。またホームページをスマホやパソコンで、いつでも誰でも見ることができます。相談者の都合のよい時間に、時間制限無しで何度でも相談に応じています。

旭川市が把握している分譲マンションは219棟あり、今年3月入居開始したタワマン1棟151戸が加わり220棟が旭川市の全マンション数です。今年中に220棟の3割の66組合の正会員を達成できればと念願しています。ご協力お願ひいたします。

3. 区分所有法改正で、管理規約の見直し

今国会（6月22閉会予定）で24年ぶりの区分所有法大改正が見込まれています。会員組合から、この際5万円払うので、管理組合の規約を全面的に見直してほしいとの要望がきています。当法人では、管理規約の改定や新規作成の料金をまだ定めていませんが、理事会で検討したいと思います。

4. 北海道マンション管理士会から協力依頼

北海道マンション管理士会（札幌市）から、旭川市でのセミナー開催の協力依頼の申し込みがありました。札幌市では管理士会主催でセミナーをこれまで行なっていましたが、旭川市でも開催したいとのことでした。時期・テーマなどはこれからの相談ですが、協力をしたいと応じました。

5. 管理組合へ区分所有権の贈与は？

高齢の区分所有者がマンションを出るにあたって、自らの区分所有権（居室）を管理組合に贈与したいとの申し出があり、さらに5～6人から同じ話が出ており、どう対応したらよいかとの相談が、会員からありました。築50年以上のマンションでは、贈与は断るほうがよいと回答しました。死因贈与（遺贈）があっても、家庭裁判所に申述して放棄できます。高経年マンションで、管理組合に贈与することは、マンション建物の撤去費用を免れることになる場合が多くなります。撤去費用を負担する人が少なくなります。

マンション相談は、32-8810（留守電になっていますが必ず折り返します）

または 080-1979-1147（水島）へ いつでも 電話ください。